

老人医療受給者の皆様へ

～こんなときは、役場に届出が必要です～

こんなとき	手続きに必要なもの	いつまでに
他の市町村から転入してきたとき	印鑑・保険証・負担区分証明書（前住所地で申請し、交付を受けた場合）	14日以内に
死亡したとき	印鑑、死亡した方の医療受給者証	14日以内に
他の市町村へ転出するとき	印鑑・医療受給者証	転出するときに
町内で住所が変わったとき 氏名が変わったとき	印鑑・医療受給者証・保険証	14日以内に
加入している医療保険が変わったとき （被保険者証の記号番号が変わったとき）	印鑑・医療受給者証・新しい保険証	すみやかに
生活保護を受けるようになったとき	印鑑・医療受給者証・保護決定通知書	すみやかに
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書	すみやかに
65歳以上75歳未満の方で一定の障害の状態になったとき	年金証書、身体障害者手帳、医師の診断書等障害の程度を確認できる書類・印鑑・保険証	障害程度の認定を受けた後すみやかに
交通事故など第三者から傷害を受け、老人保健を使って治療を受けるとき	印鑑・医療受給者証・保険証・交通事故の場合事故証明書	すみやかに
医療受給者証を紛失したとき	印鑑	すみやかに

※各種届出は、最寄の総合支所および出張所で手続きできます。

◆問い合わせ／医療保険課 ☎ 77-5502

入院したときの 食事負担額が変わります

4月1日から入院時の食事の負担が
1日単位から1食単位に変更されました。

	変更前	変更後
① 一般の方	1日につき 780円	→ 1食につき 260円
②市町村民税非課税の世帯に 属する方（③以外の方）	1日につき 650円	→ 1食につき 210円
〔過去1年間に入院した日数の合 計が90日を超えている場合〕	・・・ (500円)	→ (160円)
③ ②のうち、所得が一定の基準に 満たない70歳以上の方等	1日につき 300円	→ 1食につき 100円

※表の②および③に該当する方は、加入している医療保険の被保険者（老人保健は居住地の市町村）へ申請が必要になります。（現在、減額認定証を持っている方は、再度申請する必要はありません。）

※申請後に発行される減額認定証を被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出することにより減額が受けられます。

※有効期間は1年間です（8月1日から翌年7月31日まで）。引き続き必要な方は8月中に再度申請してください。

◆問い合わせ／医療保険課 ☎ 77-5502